

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

01 中海水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 事業の内容

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成21年度には第5期計画(平成21～25年度)を新たに策定してより一層の水質保全施策を計画しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。そのため本計画の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取り組む。

3 事業の現状及び課題

- (1) 第5期「中海に係る湖沼水質保全計画」に基づく施策評価など
- (2) 中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町及び国土交通省)における一層の水質改善のための方策の検討
- (3) 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)の運営
- (4) 住民参加型の水質調査等の実施
- (5) 海藻刈りによる栄養塩循環システムのモデル構築検討事業(島根県との連携事業)
- (7) 環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み
- (8) 米子湾の流動等調査等の実施

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

02 アサリが住める中海の浅場環境の保全に関する研究

施策

1 事業の目的

中海の浅場の保全と有効活用を検討することを目的に、アサリの健全育成に必要な浅場の環境を解明した上で、望ましい浅場環境を持続的に保全するための管理法を提言する。

2 事業の内容

- (1) アサリ密度の季節変化を把握する調査
- (2) 海藻の繁茂時期・繁茂状況を把握する調査
- (3) 渡り鳥の飛来時期を把握する調査
- (4) 水質の季節変化を把握する調査
- (5) 海藻の繁茂がアサリの生残に与える影響を評価する実験
- (6) 渡り鳥の補食がアサリの生残に与える影響を評価する実験

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

アサリの密度は海藻の繁茂する夏季(7～9月)に著しく低下すること、さらに、こうしたアサリ密度の低下は、水質の変化よりも海藻の繁茂による湖底環境の変化の影響を強く受けていることが明らかになった。

(2) 課題

これまでの結果より、中海の海藻刈りは夏季に行うと湖底環境の改善に効果的であることが示されたが、冬季に飛来する渡り鳥の影響が不明であり、この点の解明が必要である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

03 湖山池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 事業の内容

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

このような背景のもと、平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ね、平成24年1月に「湖山池将来ビジョン」を策定した。この将来ビジョンに基づいて、高塩分化による汽水域再生への取り組みを平成23年3月にスタートさせたところであり、ヒシやアオコの発生を抑制できた反面、淡水動植物の減少等の新たな課題も発生してきた。

これらの課題解決や一層の水質改善には、行政のみの取組だけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となることから、それら取組を総合的に進める計画として将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)を定め、これに基づいた取組を展開していくこととしている。

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」による各種湖山池浄化への取り組みの推進。
- ・将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)に基づく各種施策の取組促進。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

04 湖山池漁場環境回復試験

施策

1 事業の目的

湖山川の水門開放が湖山池内の魚類と漁場環境へ与える影響を把握するとともに、水産振興策としてヤマトシジミ増殖策を検討する。

2 事業の内容

- (1) 水門開放影響調査
 - 資源変動調査・・・小型定置網などにより魚類相、分布量の変動を把握する。
 - 環境調査・・・池内の水質(塩分・DO・水温)を把握する。
- (2) ヤマトシジミ増殖試験
湖内の塩分濃度上昇によりヤマトシジミ資源が創出される可能性が高まったことから、効率的なヤマトシジミ増殖策を検討する。
- (3) 簡易覆砂試験
安価な手法による覆砂を実施し、漁場改善効果を把握する。

3 事業の現状及び課題

- 水門開放影響調査
魚介類の種類数は水門開放の前と後で大きな変化はなかったが、淡水産種が減少し、海産種が増加した。主な漁獲対象種であるシラウオ・ワカサギ・テナガエビの漁獲量は回復していない。
水質は春から秋にかけて底層を中心に貧酸素水域が確認された。
水門開放が湖内の魚介類へ与える影響については、調査を継続し、湖内環境が安定したから評価する必要がある。。
- ヤマトシジミ
池周辺の浅場(水深1m前後)で稚貝が広範囲に確認された。
10月以降稚貝が急増した。
H23年までは、採捕された稚貝が夏以降採捕されなくなることから、H25年度以降も調査を継続し、シジミの発生状況を把握する必要がある。

連絡先

栽培漁業センター生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池の環境変化に伴う生物多様性・生態系評価及び自然再生方法の検討

施策

1 事業の目的

湖山池では、平成24年3月の湖山川の水門開放による高塩分化に伴って、水質や生物相への影響が起り始めている。この変化の過程にある湖山池を監視するとともに、生物多様性や生態系の変遷過程を捉えて評価し、望まれる湖山池の姿を目指す施策に繋げる。
また、シードバンク(湖底の底泥に埋没・保存された植物の種子)を活用して、在来水生植物の再生方法を検討する。

2 事業の内容

現地モニタリング・資料調査等から、湖山池の生物多様性・生態系評価手法を検討し、この手法を用いて水門開放による湖山池の生物多様性や生態系の変遷を評価する。
モニタリングは関係機関で分担し、研究所では塩分や溶存酸素濃度などの水について、湖内の分布および連続観測を行う。
併せて、シードバンクを活用した在来の水生植物による自然再生のため、湖山池他2湖沼の底質を用いた発芽試験を行う。

3 事業の現状及び課題

従来から湖水が灌漑用水として農業利用され、湖山川の水門管理によって淡水に近い低塩分濃度で維持されてきた。その一方で、アオコ発生等に加え、近年ではカビ臭問題やヒシ問題、漁業不振等の問題が顕在化していた。このため、住民意見や湖山池会議等での議論を踏まえ、平成24年3月から水門開放して高塩分化管理し、アオコやヒシ等の発生を抑制するとともに、水の交換を高めて汽水湖として再生することとなった。湖内の高塩分化により、水質や生態系が大きく変化することが予想され、実際の状況や事象を監視および評価し、適切に対応していく必要がある。
また、湖沼の自然再生に向けて在来水生植物のシードバンクを活用するにあたり、必要な発芽能力等の知見・情報が不足している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

06 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 事業の内容

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要がある、これらの取り組みを推し進めるために平成23年度には、「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」を見直し策定した。

3 事業の現状及び課題

- ・第1期「東郷池水質管理計画」(平成18～27年度)の推進
- ・「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第2期)」(平成23年度策定)の普及・啓発
- ・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取り組み

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=2022>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

07 東郷池における住民意識を取り入れた新たな環境指標の検討

施策

1 事業の目的

従来の環境基準だけでは住民に分かりづらい水環境の姿を、住民の感覚を反映させた指標を作り、従来基準と組み合わせることでわかりやすく示し、湖沼対策の方向性の設定や住民意識の向上に活用する。

2 事業の内容

新指標の検討に係る基礎調査

- ・住民が知覚する水質指標の把握(項目の絞り込み)
- ・住民が湖水を知覚する場所の把握
- ・住民が知覚する水質(感覚指標)の数値化

3 事業の現状及び課題

従来の環境基準項目だけでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいことから、環境省でもより分かりやすい基準の設定を検討している。さらに国交省においても、多様化する課題に対応した湖沼水質管理を実施するためには、多様な視点を踏まえる必要があるとして、住民の感覚を考慮した水質管理指標を検討している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

08 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(H17.11.8)された。平成22年は、国際生物多様性年であるとともに、ラムサール条約湿地登録5周年を迎える年である。また、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結したスタートの年であった。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワイズユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) こどもラムサール全国湿地交流会

○概要

・平成19年度に中海・宍道湖で「全国大会」を実施し、平成22年度は「ラムサール条約5周年記念事業」を鳥取・島根で連携して実施し、平成23年度は全国の湿地(谷津干潟、琵琶湖、豊岡)⇒「コウノトリの飛行ルート」からこどもたちを招聘し、中海・宍道湖のこどもたちと交流を実施。平成24年度は、中海・宍道湖のこどもたちを谷津干潟、豊岡へ派遣。

・交流を継続・拡充させるため、次世代を担うリーダー育成を目的として、他の湿地へ中海・宍道湖のこどもたちを派遣し、交流を図る。

区分	派遣先	特記事項
案1	○琵琶湖湖北	・日本最大の湖であり、湖水浴ができるような良好な水質が保たれている ・2010年度の交流会での交流実績あり
(案2)	○雨竜沼湿原(北海道) ○漫湖(沖縄) ○藤前干潟(名古屋) ○谷津干潟	未定(実施時期、受入れ先との調整の必要あり)

※こどもの対象者は、湿地に関する活動を実践する小学校中学年から高学年程度の児童

(2) ラムサール条約リレーシンポジウム

○宍道湖でのシジミの減や中海でのサルボウの復活など宍道湖・中海の水産資源をめぐる話題、動きを踏まえ、H25は両湖の「食」をキーワードにリレーシンポを設定する。

○テーマの候補:「中海・宍道湖の水産資源と私たちの生活」

水産資源の現況の説明や実際に両湖の恵みを食する機会を提供することで、湿地生態系の維持と賢明な利用を考える。

こどもたちを中心とするシンポ設定も検討する。

開催月日	場所	テーマ	講師等
【鳥取県】 7月	むきばんだ史跡公園 ほか	中海と食①	・むきばんだ史跡公園職員ほか
【島根県】 9月	宍道湖畔	ハゼ釣り&ごみ拾い	・ゴビウス職員によるハゼの釣り方、さばき方の説明 ・参加者によるハゼ釣り&宍道湖周辺のゴミ拾い
【鳥取・島根】 9月、10月頃 (1回or 2回)	場所未定 【候補地】琵琶湖、谷津干潟、藤前干潟等	こどもラムサール交流	・宍道湖・中海で活動するラムサールクラブの子ども達を派遣し、他湿地の子ども達と交流・学習する。
【鳥取県】 10月	米子水鳥公園	ハゼ釣りから知ろう! 中海の恵み! ワイズユース	・水鳥公園職員ほか ・中海の魚を実際に調理し、味わう
【島根県】			・上田勝彦氏による宍道湖、中海の魚の魅力とレシ

11月	宍道湖畔	宍道湖と食②	ピ紹介など
【鳥取・島根】 12月	くにびきメッセ(松江市)	両県合同シンポジウム	・ゴビウスKODOMO探偵団、米子水鳥公園ラムサールクラブ・ジュニアレンジャーの活動報告 ・基調講演(講師未定)

(3) 中海・宍道湖一斉清掃

○ H18年度から、両県関係自治体が連携実施

○ H25年度は安来市をメイン会場に、両県合同の開始式を行う

(H18:松江市、H19:米子市、H20:安来市、H21:境港市、H22:東出雲町、H23:松江市、H24:米子市)

3 事業の現状及び課題

(1) ラムサール条約湿地への登録

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を推進していくことが、求められている。

※2012年8月10日現在、締約国162ヶ国、登録湿地数2,046ヶ所、日本国内は46箇所。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用していくことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

(2) 中海における現状や課題

○中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要。

○平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町(国(国土交通省、農林水産省)、県(島根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、(1)堤防、護岸整備、(2)水質及び流動、(3)農地の排水不良、(4)利活用 等を協議していくこととなった。

○平成21年度末、第5期湖沼水質保全計画の策定し、長期ビジョン(およそ25年後の中海の望ましい将来像)については、個々の数値で表現するのではなく、水中から水辺にいたるまでの理想的な姿や周辺の景観などとのマッチングなど、トータルな姿として設定したところ。

○中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続やアマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7870

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

09 湖沼汚濁機構解明に資する新モニタリング手法(リモートセンシング)の開発

施策

1 事業の目的

県内湖沼における広域的な(全湖レベルでの)汚濁状況を把握できる衛星モニタリング手法を開発し、汚濁源の特定や各種対策に応用する。

2 事業の内容

衛星画像の処理技術を使用して現地データとの補正を行い、従来の現地調査では得られなかった面的、広域的なプランクトンや水生植物の発生状況を全湖レベルで可視化する。

3 事業の現状及び課題

現状

H24の調査により湖山池の反射分光特性が明らかになり、現行の人工衛星によるクロロフィルa濃度の簡易モニタリングが可能となった。

課題

東郷池の反射分光特性を明らかにし、人工衛星による簡易モニタリングシステムを作り上げることが必要。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

01 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1) 侵入を防ぐ対策
 - (2) 個体数を減らす対策
 - (3) 周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 事業の内容

- (1) 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵などの設置を支援
- (2) 個体数を減らす対策
捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援
- (3) 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

- (1) イノシシ・ヌートリア・カラス等の野生鳥獣による農林産物等のH24年度(12月末時点)被害額は、44百万円で前年度比の72%に減少。
ア イノシシ被害は、県東部で減少傾向にある一方、県中西部では増加傾向にある。
イ シカ被害は、県東部で水稻、野菜類、造林木に被害が発生している。
- (2) ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

連絡先

農林水産部 鳥獣対策センター 電話0858-72-3820

参考URL

鳥取県 鳥獣対策センターのwebサイトより
「農作物の鳥獣被害対策に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/211038.htm>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

02 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウや個体数が減少して絶滅のおそれが危惧されるツキノワグマについて、生息実態に応じた捕獲頭数の目標設定、農林業・生態系被害の早急な軽減と生息域拡大の抑制及び個体群の安定的維持といった計画的な保護管理を行うことを目的とする。

2 事業の内容

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行い、被害軽減、保護等を推進するための各種取組を行っている。

(1) 保護管理計画検証のための検討会の開催等

生息状況等調査(継続)を実施し、その調査結果に基づき保護管理検討会を開催し計画を検証する。

(2) 生息状況調査の実施

生息情報、被害情報の整理及び行動分析を専門機関に委託等して実施する。

(3) カワウ生息実態調査の実施

県内のカワウの生息数を調査し、各種対策の基礎資料とするほか、保護管理計画策定の是非を検討していく。

(4) ツキノワグマ対策の推進

ア ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員)を配置し、学習放獣の効果確認のため、電波発信器による行動把握を行う。

イ 錯誤捕獲個体や学習放獣を前提に捕獲した個体に対し、人等への嫌悪感を与える学習放獣を実施する。

ウ 遭遇回避対策として、以下の事業を引き続き実施する。

(ア) 遭遇回避総合対策事業

クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等、住民の安全・安心を確保するための補助を実施

(イ) 堅果類豊凶実態把握事業(H23～)

ツキノワグマの秋のエサであるブナ科堅果類の結実状況を把握して、出没予想をたてるとともに、早期に出没対策を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) イノシシ・ニホンジカ

○イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を

行うとともにイノシシを捕獲し、個体数を減少させることが必要。

○ニホンジカについても個体数が増加して、国立公園氷ノ山内では希少植物(サンカヨウ)などに食害が発生している。

○このため当面の対策として、食害が顕著な地域において被害軽減を図るため、電気柵の設置によるサンカヨウ群落の保全と、くくりわな設置によりシカを捕獲する取組を実施中。

○また、平成23年度に氷ノ山後山那岐山国立公園全体の状況を把握するための調査を実施し、この調査結果に基づき生態系維持回復事業計画策定、平成26年度以降に生態系維持回復事業による抜本対策を推進する予定。

○しかしながら、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年の約4割に減少し、60歳以上が66%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足状況。

(2)ツキノワグマ

○県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に200頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ることとしている。

○一方、クマに対する心理的な恐怖感と農作物への被害などから駆除要望が強い。しかし、繁殖力は弱いことから、慎重に保護管理する必要がある。

(3)カワウ

○近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される。また、県内で新たな繁殖地も確認された。対策を行う上でも基礎となる県内での生息実態を把握していくことが必要となっている。

○漂鳥の傾向が強く、生息実態の把握が困難で、県内の状況は明らかになっていない。過去に絶滅が危惧された時期もあることから、継続的な調査により生息実態を把握して保護管理する必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

03 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会を実施する。
- (2) 狩猟者登録事務の実施。
- (3) 野生鳥獣の保護及び適正狩猟を推進するため、必要な措置を行う。
- (4) 鳥獣保護のため、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等を指定し、設置した標識の管理を行う。

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の管理・運営を行う必要性は高い。

しかしながら、狩猟者の減少・高齢化が顕著であり、狩猟者確保が喫緊の課題となっている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

04 鳥獣捕獲者確保環境整備事業

施策

1 事業の目的

地域における野生鳥獣の適切な保護管理や自然環境の保全など地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、「人と自然が共生する地域」を目指す。

2 事業の内容

近年減少の著しい狩猟者を確保するため、狩猟免許や猟銃所持許可などの資格取得のための研修会の開催や、日常の射撃練習を負担無く行うことができる射撃環境の整備を行う。

(1) 狩猟者(捕獲従事者)の養成

イノシシ、ニホンジカなどの有害鳥獣駆除又は個体数調整等を担う有能な狩猟免許者の育成・確保対策を猟友会に委託して実施

- 狩猟免許試験受験のための事前研修会の開催
- 安全な捕獲を行うための猟具の取扱い研修の実施
- 若手銃猟者の育成確保に係る実猟・実技研修の実施
- 全国的に開催される先進的研修会への派遣
- 獸肉処理・加工に係る衛生講習会の開催 ほか

(2) 射撃環境の確保・改善

鳥獣害対策に欠かすことの出来ない銃猟者を育成するため、射撃環境の改善に向けた各種取組を実施

※銃猟者：猟銃(散弾銃・ライフル銃・空気銃)を用いて鳥獣を捕獲する資格を有する者

1) 射撃環境整備の在り方についての検討

射撃施設の整備、ソフト対策及び先進的銃猟の取組等の射撃環境全般についての調査検討を実施

《内容》

- ・ 既存施設(鳥取市営クレイ射場)改修の可能性
- ・ 先進地、関係業界から有識者を招いての研修会の開催

2) 銃猟者への直接的な支援措置

ア. ライフル銃技能講習受講支援

- ライフル所持者に対する技能講習受講に係る経費の支援
- ・ 県外施設に出かけて法定講習を受けるのに要する経費の一部を助成
 - ・ ライフル銃技能講習合格のための研修会の実施(年3回)

イ. 射撃技能向上のための射撃練習奨励金の交付

有害駆除作業に従事する者で、一定数(年間2回以上)の射撃を行った

- 者に対する係る経費の補助
- ウ. 散弾銃技能講習受講支援
有害駆除作業に従事する者で、散弾銃に係る技能講習を受講する者に対する係る経費の補助
- エ. ガバメントハンターの育成
鳥獣対策関係業務に携わる自治体職員で、業務に資する目的で猟銃を所持する者への資格取得経費の支援
※ガバメントハンター制度：行政が直営で管理する捕獲者制度

3 事業の現状及び課題

現状(背景と課題)

- ◎以下のにより、クマ、イノシシ及びニホンジカ等の野生鳥獣による人身・農林被害の発生が拡大(人間と鳥獣の軋轢が深刻化)
- ★中山間地域の過疎化・高齢化により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつある。
 - ★狩猟者が減少・高齢化し、野生鳥獣への捕獲圧が低下した結果、野生鳥獣の個体数が増加
- ◎以下の理由により、猟銃を所持するための環境が悪化し、銃猟者の減少に拍車の掛かることが懸念
- ★平成21年度の銃刀法改正により猟銃所持の手続きが煩雑化
 - ★県内東部には射撃場が無く、中・西部にある既存の各種射撃場も小規模で老朽化が進み、施設の維持存続に不安
 - ★県内には狩猟用ライフルを発射可能な射撃場がないことから、所持許可者は資格・技能を維持するのに負担が大きい。
 - ★高齢化の進行による作業時の不測の事故増加を懸念
- ◎ジビエ振興に係る現状
- ★捕獲資源を活用してジビエを新たな山村振興や観光資源にする動きがある。
 - ★捕獲者の減少に伴い、ジビエの原材料確保に不安

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

05 野生動物ふれあい推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(H23環境省告示)及び「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき、傷病鳥獣の救護等の各種事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 傷病鳥獣の救護

負傷、衰弱、幼少等の原因で収容された野生鳥獣の自然界への復帰を目指して、動物病院等に治療を委託する。

(2) 愛鳥モデル校の指定・育成

野鳥保護教育の取組が盛んな小中学校を愛鳥モデル校に指定し、授業等で野鳥の巣箱や愛鳥週間ポスターの作成、野鳥観察会、野鳥学習会等を行うのに要する経費を助成する。

(3) 愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催

鳥獣愛護の精神涵養に資するため、愛鳥週間用ポスター原画募集の全国コンクールに併せて、県主催の図案コンクールや、野生動物の巣箱コンクールを実施する。

(4) 鳥獣生息状況等の調査

鳥獣保護区等での鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ及び猛禽類の生息状況等を把握するため、委託により調査を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 傷病鳥獣の救護を行うことにより、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに資することができる。
- しかし、救護期間や経費に限界があり、救護対象鳥獣や治療期間の限定や野生鳥獣への接し方に関する考え方の普及啓発に努める必要がある。
- 愛鳥活動をとおして、子供たちの自然環境保全意識の普及と愛鳥思想の高揚を図るとともに、コンクール開催を広く世間に広報し、県民の野生鳥類に対する保護思想の普及を図る。
- このため、愛鳥モデル校の指定は重要であり、今後も指定校増への取組を継続する。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「愛鳥週間ポスターコンクール」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/100994.htm>

「愛鳥モデル校」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>

「野生鳥獣の救護」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/209479.htm>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

06 内水面資源生態調査

施策

1 事業の目的

- 河川の重要魚種であるアユの資源状況を把握し、アユ資源回復プランの効果を検証するとともに、不漁の原因究明および対策を検討する
- 遺伝的多様性に配慮した放流に頼らない増殖手法を推進するため、漁協等と協働で溪流魚の人工産卵場を造成し、産卵効果を検証する
- 在来個体群の生息域推定を行い、在来魚保全ゾーンとしての活用や、人工産卵場造成推進のためのデータとする

2 事業の内容

- (1)天神川、日野川および千代川におけるアユ資源生態調査および不漁原因説明調査
- (2)溪流魚の人工産卵場造成試験、在来のイワナ、ヤマメの生息域推定調査

3 事業の現状及び課題

- アユについては、「資源回復プラン」に基づき施策等が実施されているが不漁が続いている。不漁原因の一因として付着藻類の減少が考えられるが、その原因は特定できていない。
- 溪流魚については、「生態系に配慮した増殖指針」(H22年水産庁)が示されており、本県でも本指針や、溪流漁場のゾーニング管理を推進していく必要がある。



イワナ属

連絡先

栽培漁業センター生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

07 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

- (1) 営巣環境整備事業
 - ア マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
 - イ 周辺道路や観察路への危険木の除去
- (2) 下草刈り等管理業務
 - ア 観察路等の草刈
 - イ 標識・看板等の点検清掃
- (3) オオタカの森協議会の実施
 - ア オオタカの森保護員や地元関係者等で構成され、当該森の管理や運営方法等を協議

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。
自然保護意識の啓発の場等としてのPRも重要となるが、オオタカの生息に配慮しない多人数の利用は禁物で、保護と利用のバランス調整が難しい。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課
動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

08 外来種防除事業

施策

1 事業の目的

外来生物法などに基づき、鳥取県外来種検討委員会で、外来種への生息・生育、被害の現状及び防除方法等を検討し明らかにするとともに、効果的な防除方法の開発・実証、県民との協同により防除の推進を図る。

2 事業の内容

- (1) 検討委員会による外来種の防除に係る検討
生息・生育状況等の把握、防除方法の検討を行うため、学識経験者等による検討委員会を設置する。
- (2) 外来生物捕獲技術講習会
狩猟者の養成講習や捕獲を行うための講習に併せて、外来生物防除の講習会を併せて実施する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 外来種による在来種の捕食(ブラックバス等)、生態系の破壊、農林水産業、人の生命等への影響が深刻化しつつある。
- (2) 本県では、平成18外来生物実態調査の結果から、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組むこととした。
- (3) 農林水産業被害の防止に向けて、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除推進 ※防除実施計画に基づく取組
- (4) ため池における外来魚防除の試行的実施
※池干しや電気ショッカーによるブラックバスの駆除実験を本年度も継続実施する。
- (5) 自然保護ボランティアとの連携
オオキンケイギクの駆除の啓発パンフレットの作成配布や、道端や河川区域に生息する個体の刈取り駆除作業を自然保護ボランティアとの協働で実施している。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

09 希少野生動植物保護対策事業

施策

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を県民との協働により実施する。

2 事業の内容

(1)「希少野生動植物」、「特定希少野生動植物」の指定見直し

平成21～22年度にかけて行ったRDB改訂作業でとりまとめられた「新レッドリスト」を基に、条例に基づく希少種等の種の指定を見直す検討会を開催する。

(2)特定希少野生動植物41種について各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施する。

区分	内容	備考
保護型(28種)	モニタリング調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖)状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スギラン、タキミシダ、エゾカワラナデシコ等)
管理型(13種)	保護管理団体による保護管理事業	生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要な種。(コアジサシ、オオエゾデンダ、オキナグサ等)

(3)生物多様性GISシステムの保守管理

- ・システム運用サポート
- ・簡易解析、データの追加保守

3 事業の現状及び課題

特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息地の管理(草刈等)を実施する保護団体数の増加に向けた団体の掘り起こしを行ってきた。

しかしながら、保護団体数が伸び悩んでおり、H22年度から実施しているRDB(レッドデータブック)改訂作業を踏まえて、新たな希少野生動植物の保護管理団体の掘り起こしに努める必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

10 集落型里山林整備事業

施策

1 事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- (1) 鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
 - ・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
- (2) 集落周辺整備事業
 - ・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
 - ・作業道の整備(散策路、歩道等)
- (3) 鳥獣防止緩衝帯整備事業
 - ・森林内における刈り払い、除伐等
- (4) 里山復活対策事業
 - ・防竹帯の整備
 - ・里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
 - ・ナラ枯れ対策(粘着バンド設置)

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

- ア 植物の生息・生育環境の質の低下:里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・喪失
- イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化:クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生
- ウ 景観や国土保全機能の低下:耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や公益的機能の低下
- エ 管理の担い手の活力低下:人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

11 里地里山再生地域モデル事業

施策

1 事業の目的

- ◎都市部と山間地間に位置する「心のふるさと里地里山」の復活
- ◎従来の中山間地域対策、農林業振興ではない、自然環境保全の視点で地域が取り組む活動のモデルを創出
 - 集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの取組を進め、地域における自然環境意識の醸成、鳥獣害対策の推進等を図るとともに「人と自然が共生する地域」の実現を目指す。
 - 有機農業の推進、開発の抑制及び森林の適正管理を行い、地域農林産品の地産地消と資源の循環をすすめることで地域の活性化を図る。

2 事業の内容

【平成23年度】

八頭町船岡地区をモデル地区とし、「里地里山再生計画」を策定

《再生計画の内容》～事業実施項目～

- 里地里山水系の整備再生、竹林整備活用
- 都市里山交流プログラム、計画推進のための協議会設置 など

【平成24年度】

「里地里山再生計画」に基づき、再生事業の取組に着手

- 竹林整備による獣害緩衝帯の整備と広葉樹・果樹植栽
- 環境学習会開催による農林業や自然とのふれあいの場の創出
- 計画実行のための検討会議の運営

【平成25年度以降】

ふなおか共生の里づくり協議会の取組の深化

再生計画に掲げる以下の項目を重点実施

- 有害鳥獣に負けない集落づくり
 - 野生鳥獣対策の推進(荒廃里山林整備、先進捕獲技術の導入、若手捕獲者育成の取組、捕獲鳥獣の有効活用)
- 里地里山水系整備再生の取組
 - 環境学習会の開催、都市里山交流プログラム(学生ボランティア活動活性化等)の実施(補助対象経費の追加)

3 事業の現状及び課題

(1) 里地里山の現状

- 中山間地域の過疎化・高齢化などに起因する地域力の低下による耕作放棄地

や放置森林の増加

○猪、鹿の食害など野生鳥獣との軋轢拡大や希少野生動植物の減少といった、自然環境の変化が進行

(2)背景

○里地里山の豊かな生物多様性は、国土の地理的要因と、農林漁業の生産活動や生活文化等の人々の長い年月にわたる暮らしの営みによってかたちづくられたもの

○地域の多様な主体が連携して行う生物多様性の保全を重視した活動(農林業、希少種保護、外来種防除、環境教育等)の促進について法律で規定(H22制定
通称:生物多様性保全活動促進法)

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

01 農地・水保全管理支払交付金事業（共同活動支援）

施策

1 事業の目的

地域の将来構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

2 事業の内容

地域資源の保全向上活動に取り組む活動組織（農家以外の者も参画）に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成

3 事業の現状及び課題

- (1)これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、
- ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。
 - イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。
- (2)地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。

【実施市町村】

平成24年度 384地区（鳥取市他）実施

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「農地・水保全管理支払交付金」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41402>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

02 ため池等整備事業

施策

1 事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにするとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

2 事業の内容

- ため池整備工事
災害発生のおそれがあるため池の整備
ア 堤体の改修
イ 洪水吐の改修
ウ 取水施設の改修

3 事業の現状及び課題

- 取り組み状況
【平成24年度】
県営 2地区の実施(鳥取市、倉吉市)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 農村整備室 電話0857-26-7325

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「ため池等整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41394>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

03 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策

1 事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特裁推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標を有機・特裁面積1,500haに設定。

2 事業の内容

- (1) 認定・認証業務
 - ・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2) 技術開発と普及
 - ・有機実証モデル展示ほの設置(7か所)
 - ・有機・特裁農業推進塾の開催(年4回)
 - ・地域研究会の開催(県内3か所)
 - ・有機・特裁生産技術支援事業
- (3) 消費者PR
 - ・直売・イベントでの展示PR
- (4) 販路開拓・情報発信
 - ・消費者交流・マッチング支援事業
- (5) 事業推進
 - ・有機・特裁推進協議会の開催(年1回)

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
 - 鳥取県特別栽培農産物認証面積
240団体 1,234ha(平成25年3月末現在)
 - 県内有機農産物認定面積(県外認定含む)
28団体 41ha(平成25年3月末現在)
- (2) 課題
 - ・野菜分野での生産技術の体系的整理が不十分
 - ・小規模生産者が多く、自力での販路開拓が難しい
 - ・生産者間の繋がりができつつあるが、技術・販路等の情報を交換する機会が必要
 - ・消費者・生産者の有機・特裁制度自体の認知が不十分

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

04 有機農業教育費

施策

1 事業の目的

有機農業について学びたい学生や研修生のニーズに応えるため、有機栽培の制度や理論から栽培実習・販売まで一貫した教育を行うことにより、次代の農業を担う人材の育成を図る。

2 事業の内容

区分	事業内容
有機農業の講義	(1)有機農業に関する制度と現状、技術的理論、事例研究等の講義を実施する(講義:環境保全と農林業)。 (2)有機農業実践者を外部講師として特別講義を実施する。 (3)有機農業実践者の圃場での現地実習を実施する。
有機農業の栽培実習	(1)作物コースでは有機専用の水田を設けて栽培実習を行う(新規設置)。 (2)野菜コースでは有機専用のハウスおよび露地圃場を設けて栽培実習を行う(新規設置)。
指導職員の研修	(1)指導職員が有機栽培技術と理念に関する研修を受ける。 (2)指導職員が生産行程管理者の認定に関する研修を受ける。

3 事業の現状及び課題

有機農業を志向する学生・研修生が農業大学校に入学してくるケースがあるが、平成24年度までは、有機農業の栽培実習は行っておらず、志向者への対応ができていない現状であった(講義は実施)。

H24年8月29日に有機農業および流通・販売の有識者による「農業大学校における有機農業教育に関する検討会」を実施した結果、(1)有機農業に関する講義の充実をはかり、(2)作物・野菜コースでの有機栽培に対応した専攻実習をすべきとの提言がり、平成25年度より栽培実習を開始することとした。

連絡先

鳥取県農林水産部 農業大学校 教育研修課 電話 (0858) 45-2411

参考URL

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

05 農業資材適正使用推進対策事業

施策

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業の内容

- (1) 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)
- ・農薬の適正使用の指導及び啓発
 - ・農薬販売店の届出に係る事務
 - ・農薬販売店への立入検査
 - ・農薬適正使用推進研修の実施
- 農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催
- (2) 肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等)
- ・肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
 - ・普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

3 事業の現状及び課題

- ・監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・農薬危害防止運動の実施(6月～9月)
- ・農薬適正使用推進研修会の開催を計画

連絡先

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 くらしの安全担当 電話:0857-26-7877

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより
「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

06 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

施策

1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業について、平成13年の土地改良法改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられたため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることを目的とする。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。
対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

3 事業の現状及び課題

平成24年度の実行状況 県営 6地区、団体営 2地区

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県のwebサイトより
「環境配慮に関する検討会」「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/41370.htm>
「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」
<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/84ab9c9a8b2d598749256c6b000c56c3?OpenDocument>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

07 エコファーマーの推進

施策

1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 事業の内容

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資力の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー数(平成24年度末) 3, 558件

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「エコファーマー」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

08 環境保全型農業直接支援対策

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

2 事業の内容

(1) 支援対象者

エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていること
要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ。

(2) 支援対象取組及び支援水準

化学肥料・農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組み。

支援対象取組	支援水準
(1)カバークロップの作付	8,000円/10a
(2)リビングマルチ又は草生栽培の実施	8,000円/10a
(3)冬期湛水管理	8,000円/10a
(4)有機農業の取組	8,000円/10a ※但し、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a
(5)堆肥の施用	4,400円/10a

(3) 事業実施期間

平成23年度～

3 事業の現状及び課題

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

09 農地を守る直接支払事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
- (2) (1)以外で知事が指定した地域
 - ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
 - イ 3法指定地域に地理的に接する地域
 - ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

3 事業の現状及び課題

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64412>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

10 とっとり環境の森づくり事業

施策

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

- (1) とっとり環境の森緊急整備事業
手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。
- (2) とっとり県民参加の森づくり推進事業
集落、団体等が県内の貴重な森林を3年間以上継続して保全・整備する活動やボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援
- (3) 森林の保全・整備
ア 森林の間伐を支援(造林事業を活用し上乗せ補助を実施。保安林の場合:上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減)、普通林の場合:上乗せ補助率7%(所有者負担を2.5割に軽減))
イ 作業道の整備を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。所有者負担を2割に軽減)
- (4) 竹林対策
竹林の拡大防止及び適正管理を支援。
・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を2割に軽減)
・放置竹林の循環利用型皆伐、抜き伐り、竹林整備のための管理道及びアクセス道開設を支援
- (5) 森林景観対策
景観向上のための枯損木の伐採等を支援
- (6) 再造林による森林再生
モザイク林造成のための再造林を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減))
- (7) 制度の普及啓発
税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

3 事業の現状及び課題

平成24年度に制度の見直してを実施。税額は維持し、期間を5年間延長。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

11 とっとり共生の森支援事業

施策

1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。

《 期待される効果 》

- (1) 森林の保全・整備の促進
- (2) 企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3) それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修)

2 事業の内容

- (1) 制度、実績等を企業や県民に広く情報発信
・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR
- (2) 企業等の参画促進と森林保全活動への支援
・企業へのPR活動
・保全活動の計画、実施に対する支援
- (3) 県民参画型の活動の推進(とっとり共生の森サポーター、美鳥の大使)
- (4) 第64回全国植樹祭でPRするなど、全国に向けても情報発信
- (5) 意見交換会の開催

3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体16社が参画し、18箇所の森林において保全活動を実施中。
しかし、景気を巡る環境が未だ不透明な中、「とっとり共生の森」のようなCSR活動に伴う支出や活動内容の検討に対する企業側の負担感は一段と増している模様。
平成25年度に鳥取県で開催される「第64回全国植樹祭」を契機に情報発信も強化し、「とっとり共生の森」の活動への県民の参画を推進する必要がある。

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

12 とっとりグリーンウェイブ推進事業(美鳥の大使交流事業)

施策

1 事業の目的

平成25年に開催する第64回全国植樹祭の開催を契機に県民運動「とっとりグリーンウェイブ」を深めるための事業を展開。

2 事業の内容

多くの県民が森林の役割や森を守ることの大切さ、木材の良さ等の理解を深めるとともに、森林環境保全税の仕組みや用途について理解を深めるため、フォーラムや植樹、イベントを開催。



(1)自由植樹:全国植樹祭の植栽行事に招待客以外の多くの県民が、全国植樹祭の会場(とっとり花回廊)に自由に植樹を行う。(5月下旬～6月上旬)

(2)西部圏域グリーンウェイブおもてなし推進事業:植樹祭時に県外から来訪される参加者に対してのおもてなしのイベント(5月25日～26日)

(3)とっとりグリーンウェイブ森林環境・森林体験フォーラム:「とっとりグリーンウェイブ」や「とっとり森林月間」の周知と「森林環境保全税制度」の普及(10月頃)

3 事業の現状及び課題

平成25年に開催する第64回全国植樹祭の開催を契機に、本県の緑の豊かさ、環境の良さを全国へアピールするため、県内で自然環境の保全活動等に取り組んだ方を「美鳥の大使」に認定するなど、自ら行動する県民運動「とっとりグリーンウェイブ」を展開している。(美鳥の大使:約4万6千人 平成25年4月1日 現在)

連絡先

鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課 電話:0857-26-7335

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/100544.htm>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

13 森林J-VER推進事業

施策

1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した新たな森林整備を進めるため、県内のオフセット・クレジット(J-VER)を活用した取り組みを推進する。

2 事業の内容

(1) 県有林J-VERモデル事業

県有林でモデル的に取り組んでいるJ-VERについて、認証を引き続き取得し、企業に販売する。

モデル事業を県内外にPRすることで、J-VERを普及する。

○「県有林J-VERプロジェクト」の期間：平成25年度～29年度

(2) 森林J-VER取得支援事業

県内の森林J-VERの取得、販売を推進するため、J-VERの取得に係る経費を助成する。

○対象：民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)

○補助対象：J-VERの認証取得に係る費用

(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用)

○補助率：1/2

(3) J-VERとつとりの森を守る優良企業等の認定

県内の森林J-VER(県有林以外)を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体を認定する。

3 事業の現状及び課題

(1) 県有林J-VERモデル事業

○取得したJ-VERを、J-VER地域コーディネーター等と連携し販売している。

発行量 1,474トン

販売量 1,182トン(80%)(14社4団体、18,615千円)

残数 250トン

○平成25年度に追加認証取得予定(約400トン)。

(2) 森林J-VER取得支援事業

○県内の森林所有者等がJ-VERプロジェクトに取り組んでいる。

(認証済み：4、登録済み：3)

発行量 約12,000トン

販売量 約1,600トン(13%)

残量 約10,400トン

(課題)J-VER制度の普及を図り、販売を推進する。

連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「カーボン・オフセットの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123597>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

14 木造住宅生産者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。

補助率:1/2(国:50/100、県:50/100)

3 事業の現状及び課題

複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がった。
今後イベントの来訪者の拡大を図るために、より来場者を引きつけるイベントの企画を検討することが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

15 治山事業

施策

1 事業の目的

- (1) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
- (2) 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2) 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するため、森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等において復旧整備

3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備率38%」を掲げており、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画的に整備を行っていく必要がある。

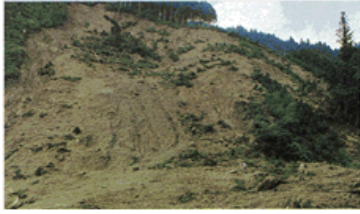
その他

4 事業の目標

平成25年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1233箇所	整備率 36.2%
平成26年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1243箇所	整備率 36.5%
平成27年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1253箇所	整備率 36.8%
平成28年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1263箇所	整備率 37.1%

--

治山事業の効果



豪雨により山腹崩壊が発生し、
森林が著しく荒廃した。
(昭和47年)



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を
実施し森林の機能回復を図った。
(昭和49年)



森林の回復状況
(平成15年)

連絡先

県土整備部 治山砂防課 治山担当 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

16 ナラ類集団枯損被害の初期防除と拡大防止手法の開発

施策

1 事業の目的

本県の重要な落葉広葉樹であるナラ類がカシノナガキクイムシによって枯損しているが、このナラ類集団枯損が大山町に飛び火的に発生した。この被害を拡大させないため、被害の初期防除と被害拡大防止のための実証試験を行う。

2 事業の内容

従来から行われている被害木の地上部処理に加えて、根株及び根系部へのNCS燻蒸処理による殺虫効果を検証し、初期被害地の完全防除の可能性を明らかにする。同時に、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させるために、粘着シートによるカシノナガキクイムシの捕獲数を調べ被害予防効果を検証する。また、大山町被害地周辺への被害拡大を未然に防止するために、粘着シートを用いたモニタリングを行う。

3 事業の現状及び課題

大山町内の初期被害地で、被害枯死木の駆除と根株トラップによる脱出成虫の捕獲(写真)を行うとともに、被害生残木の樹幹トラップによる脱出成虫の捕獲を行った。その結果、同地内で新たな枯死木は一本も発生しなかった。しかし、穿入生残木が29本発見されたため、継続的な防除及び周辺地域でのモニタリングを行っていく必要がある。



連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

17 ハイブリッド無花粉スギの創出

施策

1 事業の目的

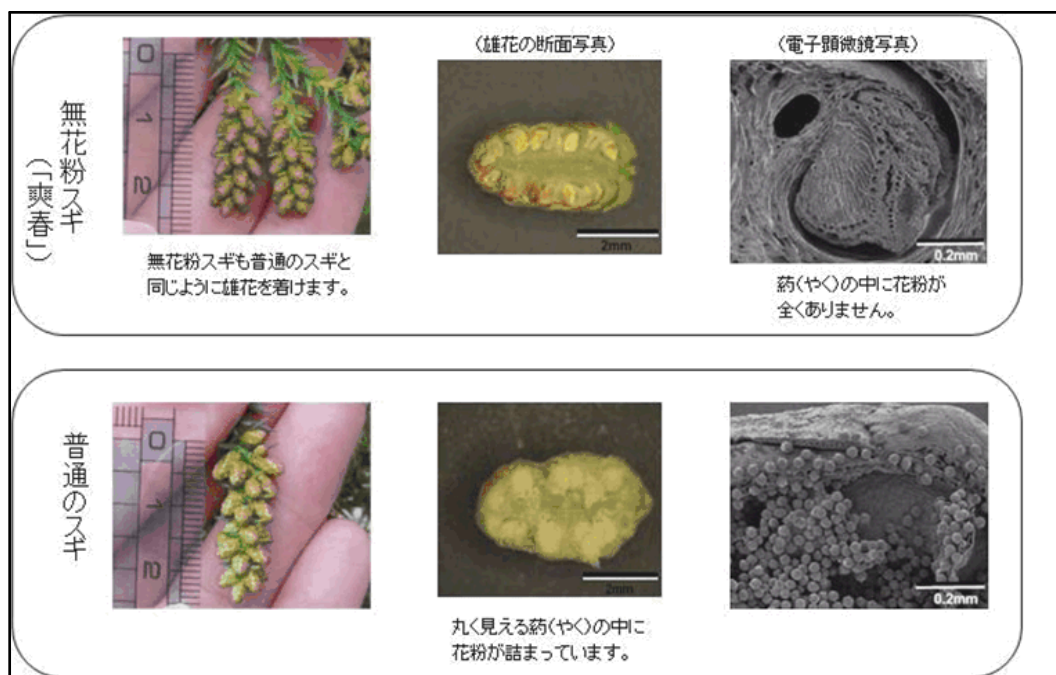
これからのスギの造林品種として、材質強度に優れるもの、スギカミキリに強いもの、雪害に強いもの等の有用形質を備えたものが求められる。これらの品種が花粉をつけない無花粉スギであれば利用価値は更に高まると考えられる。そこで、鳥取県産の無花粉スギという材料を準備し、有用形質を備えた品種に無花粉遺伝子を取り込んだハイブリッド無花粉スギを創出する。

2 事業の内容

- (1) 探索: 県内の木から無花粉スギを見つけ出す。
- (2) 材料作り: 鳥取県産無花粉スギを作る
- (3) 開発: 無花粉遺伝子マーカーを開発する

3 事業の現状及び課題

無花粉スギは全国で2品種発見されているが、いずれも表日本のもので本県には導入できない(林業種苗法により配布区域が決められている)。したがって、県独自あるいは種苗配布区域内の材料を用いて鳥取県の造林材料として相応しい無花粉スギを作る必要がある。



連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

18 竹林有効活用推進事業

施策

1 事業の目的

放置竹林の拡大を防ぎ、竹を新たな特用林産業の柱とするため、竹材の伐採、搬出、新たな用途へ活用する取組を支援する。

2 事業の内容

- ・竹材を使った商品開発や商品の販路開拓についての経費を助成(事業費の1/2)。
- ・竹製品としての活用を目的に県内で伐採された竹材を加工施設などへ出荷する経費を助成(2,080円/t 又は 2,500円/m³)
- ・竹の伐採、搬出、加工のための機械整備およびリース・レンタルに要する経費を助成(1/3)

※本補助金の交付を希望する事業主体は、竹材認定プランを作成して認定を受ける必要があります。

3 事業の現状及び課題

放置竹林の拡大による森林荒廃の懸念が増大するなか、竹林拡大を食い止めようと森林環境保全税を財源とする伐採が進んでいるところであるが、伐採された竹材搬出経費の削減は竹材利用ビジネスの大前提である。
一方、異業種から新たに竹の利活用に取り組む企業が出てきており、製紙用原料や竹炭、肥料・土壌改良材としての利用に加え、新たに養殖用イカダや農業用資材、苗木用ポット、食用の乾燥竹など、多様な活用の道が開かれつつある。
そこで、搬出経費等の事業経費の支援により、竹材活用の取組を広げていく必要がある。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 0857-26-7264

参考URL

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

01 とっとりグリーンウェイブの推進

施策

1 事業の目的

- 平成25年度は自然や緑をキーワードとしたイベント・大会が全県下で実施され、本県の緑や自然の豊かさを国内外にアピールする絶好のチャンス。
- そういった背景の中、本県の自然公園(山陰海岸・大山・三徳山・氷ノ山等)に眠る潜在的な魅力を引き出して世界に発信し、その素晴らしい自然の素材を十分に生かし切って国内外からの誘客を創出し、交流と連携が活発に行われることにより、その自然を守り育ててきた地域の人々が豊かさを享受できる自然公園づくりを推進する。

2 事業の内容

- (1)山陰海岸国立公園指定50周年記念事業
- (2)「三徳山」地域の国立公園編入
- (3)大山環境会議・大山環境宣言(西部総合事務所生活環境局)

3 事業の現状及び課題

- (1)山陰海岸国立公園指定50周年記念事業

【現状】

ア 山陰海岸国立公園指定50周年記念事業(以下、「50周年事業」という。)の実施にあたっては、環境省や関係府県市町等からなる実行委員会を組織し、協働で各種事業を実施する。

イ 平成24年9月以降、3回の実行委員会設立準備会を経て、平成25年1月24日に実行委員会設立総会が開催され、事業実施に向けて本格的に動き出したところ。

ウ 実行委員会において承認された基本方針を踏まえ、事業実施に向けた詳細については、部会で検討を進めていくこととしており、平成25年3月18日に開催された第1回部会の時点で事業のフレームが決定した。

○キックオフイベント(6/30 3市3町内)

○50周年記念フェスティバル(8/24 鳥取砂丘こどもの国)

○3府県こどもジオパークサミット(9/7 岩美町中央公民館)

○パートナーシップイベント(6/30~9/7 3府県全域)

エ また、実行委員会の以外の本県独自の取り組みとして、鳥取砂丘ギネスチャレンジイベントなどの各種イベントを実施し、山陰海岸の魅力を広く発信することとしている。

オ また、山陰海岸国立公園指定50周年を契機に、山陰海岸ジオパークの特性、資源、取り組みと積極的に連携を図り、山陰海岸ジオパークを中心とする山陰海岸国立公園の魅力発信・地域活性化も目指す。

【課題】

ア 50周年記念事業の関連イベント等の開催時期・場所や事業全体のフレームについてはほぼ固まってきたところであるが、今後は実行委員会部会での検討を充実させ、より具体的な内容を詰めていく必要がある。

イ 50周年記念事業関連イベントの実施内容の検討に加えて、情報発信についても幅広く展開していく必要があるが、情報発信の取り組みの一つとして、関係3府県3市3町の広報誌で記事掲載することについて調整済み。(実行委員会設立総会での知事指示事項)

ウ 50周年事業を盛大に盛り上げるためにも、引き続き、関係機関と連携しながらあらゆる機会を捉えて、情報発信に努めていく。

エ 山陰海岸ジオパークは、平成26年度に世界ジオパーク認定再審査を受けることになっており、指定50周年を契機に、ジオパークとの連携イベントも充実させ、世界ジオパーク認定の気運醸成も図る必要がある。

- (2)「三徳山」地域の国立公園編入

【現状】

ア 「三徳山」地域の国立公園編入に向けては、従前より環境省に対して要望を行ってきたところ。(平成23年10、12月、平成24年4、7、10月)

イ 環境省からは、三徳山エリアの植生分布等の特殊性・希少性について高い評価を受けており、現在、平成25年秋の中央環境審議会諮問を目指し、実務作業を行っている。

ウ また、三朝町は地元関係者を対象に平成24年8月に勉強会を、県は平成24年12月にシンポジウムを開催する等、地元・三朝町・県が一体となって国立公園編入に向けた気運醸成を図っている。

【課題】

ア 平成25年度はいよいよ、国立公園編入が実現する年度であり、三徳山の魅力について広く情報発信するための取り組みとして以下の取り組みを実施する。

○国立公園修験道フォーラムの開催

○三徳山ガイドブックの発行

○三徳山DVDの作成(中部総合事務所県民局)

イ 平成24年度三徳山シンポジウムについては、世界遺産登録運動推進協議会と共催で開催し、三朝町、県観光政策課、県文化財課等の関係機関(所属)が一体となって気運醸成を図ってきたところ。平成25年度も引き続き関係機関と連携をとりながら各種取り組みを実施する。

(3)大山環境会議・大山環境宣言(西部総合事務所生活環境局)

【現状】

ア 平成25年5月には全国植樹祭、10月にはエコツーリズム国際大会が大山を舞台に開催される。国立公園大山を守る取り組みは長年行われてきているが、今後、これらの活動経過を風化させることなく、「育み」「活かす」取り組みへと展開し、さらに全国的な広がり発展させるには絶好の機会。

イ そういった状況をうけて、大山町が事務局となり大山を舞台に「大山環境会議(仮称)」を組織し、「大山環境宣言(仮称)」の採択を目指す動きがあり、県としても大山町との連携を密に図るなどし、引き続きその動きに留意する必要がある。

【課題】

ア 大山環境宣言については、大山環境会議(仮称)を組織し、平成25年6月の大山夏山開き祭での宣言採択、同年9月のエコツーリズム国際大会2013in鳥取で宣言の理念等を広く発信していくことを当面の目標としているが、現在、事務局である大山町が組織構成や宣言内容の検討・調整等を進めているところ。ただし、平成25年4月に大山町長選が控えているため、本格的に動き出すのはそれ以降と思われる

(想定される構成メンバー:大山町、伯耆町、江府町、西部総合事務所、環境省、林野庁、その他自然環境保全団体)

イ 大山環境宣言に向けた取り組みは、事務局である大山町が中心に進めていくが、県としても、大山町等の関係機関と連携し、大山環境宣言の採択を契機として、環境先進県「国立公園大山」の取り組みと魅力を世界に発信し、大山の魅力を未来へ継承するために、以下のとおり県独自の取り組みを実施する。

○大山環境フォーラムの開催

○「大山の自然を守り育む活動展」の巡回展示

○大山登山道案内リーフレットの発行

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

02 自然公園等管理費

施策

1 事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

2 事業の内容

- (1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕
安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。
- (2) 公衆便所、自然歩道等の管理委託等
快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。
- (3) 国立公園清掃活動費補助金
自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3) 一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。
このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。
- (4) これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症療法的な対応になっており、面的・計画的に整備を行っていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行っている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

鳥取県内の自然公園

とりネットより「緑豊かな自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

03 自然保護監視事業

施策

1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域等での巡視活動や自然保護思想の普及啓発等を行うため、各総合事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進していく。

2 事業の内容

- (1)「鳥取県自然保護監視員」の配置(12,368千円)
5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を東部・中部・西部・日野総合事務所に配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。
- (2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用(160千円)
自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。
また、自然保護ボランティアの資質向上に向けて、研修会等を開催する。

3 事業の現状及び課題

平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は増加しているが、最近はやばい傾向が続いている。(現在の登録状況106名)
ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた啓発が必要。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

- 1 自然保護監視員のブログ
- (1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>
- (2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>
- (3) とりネットより「日野総合事務所福祉保健局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929>
- 2 第4期鳥取県自然保護ボランティアの募集
とりネットより「緑豊かな自然課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

04 大山トイレマナーアップキャンペーン事業

施策

1 事業の目的

国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。

2 事業の内容

(1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進

大山の美しい自然環境を子供たちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン(平成20年から開始)」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。

(2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施

県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、登山者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。

(3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施

大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行い、大山頂上トイレのあり方等に関する提言を行うため、学識経験者、地元、行政等で構成する「大山トイレマナーアップ検討会」を開催する。

3 事業の現状及び課題

- (1) マナーアップキャンペーン
平成20年9月1日から開始



(2) キャリーダウン・ボランティア開催回数等

- 第1回:平成20年9月28日
- 第2回:平成21年9月27日
- 第3回:平成22年9月26日
- 第4回:平成23年9月11日
- 第5回:平成24年9月 9日



汚泥の入ったボトル(2リットル容器)



頂上での記念撮影



頂上でのボトル受け渡し



登山道に連なるボランティアの方々

(3) マナーアップ検討会

- 第1回:平成21年8月21日
- 第2回:平成22年3月18日
- 第3回:平成22年6月24日

○キャリーダウン・ボランティア実績

- | | | |
|----------------|---------|----------|
| 第1回:平成20年9月28日 | 参加者451名 | 作業量1.2トン |
| 第2回:平成21年9月27日 | 参加者433名 | 作業量1.0トン |
| 第3回:平成22年9月26日 | 参加者300名 | 作業量0.6トン |
| 第4回:平成23年9月11日 | 参加者250名 | 作業量0.5トン |
| 第5回:平成24年9月 9日 | 参加者200名 | 作業量0.4トン |

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
「大山トイレマナーアップキャンペーンについて」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119788>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

05 花と緑のまちづくり支援事業(全国都市緑化とっとりフェア開催事業)

施策

1 事業の目的

花と緑あふれる快適な生活空間づくりを目指して、平成25年度に鳥取市と鳥取県で開催を予定している「第30回全国都市緑化とっとりフェア」の準備事業を実施する。

また、フェアを契機として県内の花と緑の人材育成、普及啓発を進めるため、新たな緑化手法に関する講演会をや技術講習会を開催する。

この他に、都市公園をはじめとした公共空地の芝生化を通して、潤いある都市空間の形成に資する。

2 事業の内容

- (1)とっとりフェア開催に必要な経費を負担金としてフェア実行委員会に支出する。
- (2)全国都市緑化とっとりフェアの基本方針として掲げる花と緑と歩む新しい暮らしの体感を目指し、郷土の植物を生かした鳥取らしい新しい緑化＝ナチュラルガーデンの普及を図るための学習(講演会、技術講習会)を通じ、県内の花と緑に関する人材育成を図る。
- (3)県内3箇所で開催される「花と緑のフェア」を支援し、地域の緑花の講習会、環境関連の展示等を行うとともに、今年度は全国都市緑化とっとりフェアのプレ催事と位置づけ、昨年に引き続きガーデニングコンクールを実施して都市緑化フェアの機運盛り上げに繋げる。
- (4)みんなの広場芝生化事業に代わり、鳥取流緑化スタイル展開事業を実施し、県立施設のナチュラルガーデン化を通して、新たな都市緑化手法の普及を進める。

3 事業の現状及び課題

緑化フェアのメインガーデン整備は概ね完了しつつあり、今後自治体展示、企業展示等の整備を進める。

ナチュラルガーデンを中心とした鳥取流緑化スタイルの認知度がほとんどないため、展開事業を中心として、県内に普及・浸透させていく必要がある。

今年度は、県立施設のナチュラルガーデン整備を行うこととしているが、これを県内市町村に普及させる仕組み・支援策の検討が必要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「緑豊かな自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

06 鳥取流緑化スタイル展開事業

施策

1 事業の目的

全国都市緑化とっとりフェアを一過性のイベントに終わらせないために、「とっとりグリーンウエーブ」との一体的な取り組みとして、本県における新たな緑化技術の提案や緑に親しむ面的な取り組みを全県的に展開していく。

2 事業の内容

1 鳥取流緑化スタイルの普及に向けた取組

(1) ナチュラルガーデンの魅力を紹介する講演会を開催し、とっとりフェアのメインガーデンであるナチュラルガーデンに対する県民の認識を高め、鳥取流緑化スタイルの普及機運の醸成を図る。

(2) 一般の方にナチュラルガーデンを作る楽しさや、ナチュラルガーデンが身近なものであることを実践してもらうため、「花と緑のフェア」(東・中・西部で年1回開催)において技術講習会を開催する。

(3) ナチュラルガーデンの施工方法や植栽を写真等で解説したマニュアル(鳥取流緑化スタイルの庭作り方ガイド)を作成・配布する。

2 鳥取流緑化スタイルを実践できる人材の養成

(1) 鳥取流緑化スタイルを展開していく人材の絶対数やナチュラルガーデンに携わる人のすそ野拡大のため、全国都市緑化とっとりフェアで行ったナチュラルガーデン講座をフェア終了後も引き続き開催し、人材養成を行う。

3 ナチュラルガーデン普及のための実践・実証庭園の整備

○県立都市公園等の公共緑地をナチュラルガーデンとして整備して、ナチュラルガーデンの普及に繋げる。

3 事業の現状及び課題

○ナチュラルガーデンを中心とした鳥取流緑化スタイルの認知度がほとんどないため、展開事業を中心として、県内に普及・浸透させていく必要がある。

○今年度は、県立施設のナチュラルガーデン整備を行うこととしているが、これを県内市町村に普及させる仕組み・支援策の検討が必要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

07 全国植樹祭開催事業

施策

1 事業の目的

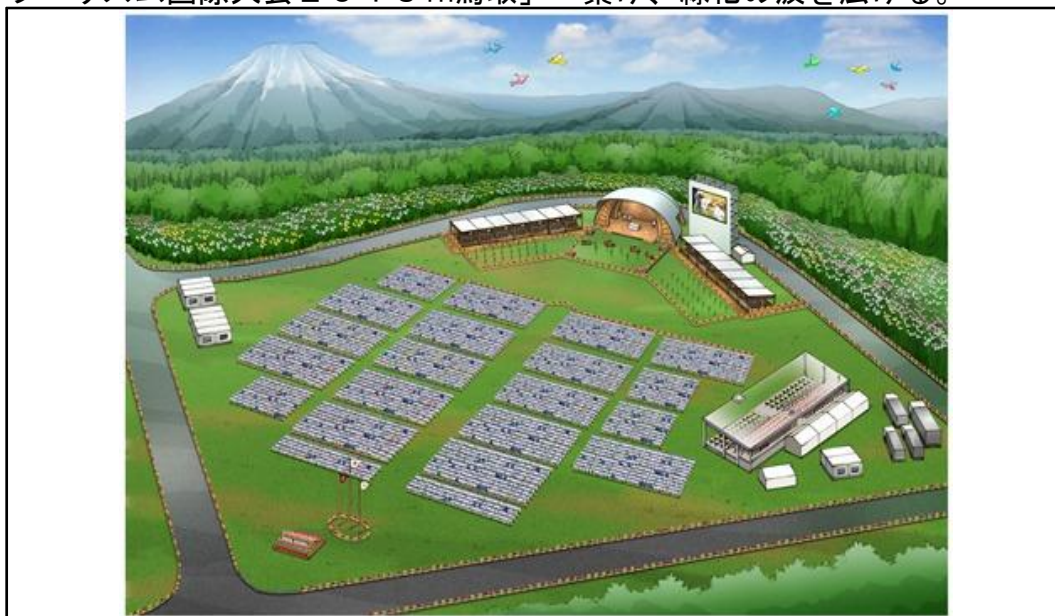
「第64回全国植樹祭」(平成25年鳥取県開催)に向けて開催準備を進める。

2 事業の内容

- (1) 鳥取県実行委員会等の運営
- (2) 大会の実施
- (3) 大会会場整備
- (4) 大会PR、広報(記録誌、PRグッズの作成等、大会に向けて県民運動を盛り上げ(とっとりグリーンウェイブ、美鳥の大使の認定制度等、全国都市緑化とっとりフェアやエコツーリズム国際大会との連携))

3 事業の現状及び課題

- ・ 準備委員会、実行委員会を設け、広く県民や関係機関の意見を取り入れながら大会準備を推進。
- ・ 全国植樹祭を25年に鳥取県で開催することや大会の主旨である森林づくりの振興につなげようという気運は、PRキャラバン隊の活動や美鳥の大使の認定数からも十分では無いが広がっている。今後は、一過性の大会とならないような仕組みづくりや大会内容の策定が必要。
- ・ 2月1日に実施本部を設立し、大会の実施向け万全の体制づくりを進めている。
- ・ 県民の参加を得て、鳥取県らしい内容となるよう関係者と準備を進める。
- ・ 全国植樹祭の開催を契機に展開した県民運動「とっとりグリーンウェイブ」の波を同年開催の「第30回全国都市緑化とっとりフェア」、「エコツーリズム国際大会2013 in鳥取」へ繋げ、緑化の波を広げる。



式典会場イメージパース

連絡先

農林水産部 全国植樹祭課 電話0859-31-9365

参考URL

「第64回全国植樹祭」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146412>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

08 鳥取砂丘保全・再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施
- (2) 砂丘の魅力情報を発信するガイドツアーの実施



巡視活動



ジオツアー

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

- ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名
- ・落書き件数 平成24年度394件
- ・年12回の鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
- ・砂丘レンジャー日記(HP)、Facebook等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発信

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

09 鳥取砂丘景観保全再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

(1) 砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、年間を通じた除草を実施する。特に草が種子を散布する前を重点に実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア(団体・個人・観光客等)による除草

(2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実施する。

- ・基礎的調査
- ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査
- ・景観を改善するための調査

(3) 人材育成に関する事業

・「鳥取砂丘大学」を開校し、鳥取砂丘を訪れる観光客等へ砂丘の価値・魅力を伝える鳥取砂丘ガイドを養成する。

・鳥取砂丘の価値や魅力を知っていただくため、砂丘内で「鳥取砂丘ガイド」によるガイド活動を行う。



ボランティア除草の様子



ガイド活動の様子

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

- ア ボランティア除草 42.7ha

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施
平成24年度 3,804人
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施
平成24年度 1,850人
- イ 委託(機械・人力)による除草 67.4ha
- ウ 調査研究
 - ・長期的な砂丘の地形変動
 - ・除草のための調査
 - ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査
 - ・動植物の調査
 - ・景観の改善調査 等
- エ 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成を図る
 - ・鳥取砂丘ガイド登録状況 34名(平成25年3月31日現在)
 - ・ガイドサポーター登録状況 43名(平成25年3月31日現在)

(2)課題

- ・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引き続き企業団体、地域住民はもとより、観光客による除草活動を拡充していく。
- ・鳥取砂丘ガイドの円滑な運用とスキルアップを図る。

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

10 鳥取砂丘保全事業(養浜)

施策

1 事業の目的

貴重な観光資源である『鳥取砂丘』は、平成17年以前においては冬季風浪や砂の供給源の減少等により浜幅が減少していること(侵食)が確認されたことから、砂丘保全のための継続的なサンドリサイクルに取り組んでいるところ。

2 事業の内容

毎年、鳥取港航路泊地で浚渫した砂を、「鳥取県沿岸の総合的に土砂管理ガイドライン」に基づき、鳥取砂丘沖に投入(サンドリサイクル)し、砂丘の侵食を防止する。

3 事業の現状及び課題

現状において砂丘の侵食防止効果が確認されており、今後も継続的に効果検証を行っていく必要があるが、多額の事業費(毎年 50,000(千円))がかかることから、予算確保が課題となる。



工期:平成24年5月28日～平成24年10月24日

契約金額:69,406千円

実施内容:鳥取砂丘沖に31,220m³浚渫土砂を投入

連絡先

県土総務部 空港港湾課 港湾担当 電話0857-26-7312

参考URL

鳥取県空港港湾課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

11 鳥取砂丘情報発信事業(山陰海岸国立公園指定50周年記念事業)

施策

1 事業の目的

山陰海岸国立公園指定50周年を契機に、山陰海岸国立公園・山陰海岸ジオパークの主要なスポットである鳥取砂丘のすばらしい自然景観や砂丘の価値・魅力を全国に情報発信していきます。

2 事業の内容

鳥取砂丘の自然をアピールするため、「環境」にこだわったイベントとして、竹林整備ででた竹を材料に廃油キャンドルを制作し、鳥取砂丘内で一斉に点灯し、ギネスレコードにチャレンジします。

廃油キャンドルの制作は、ボランティアを募って制作します。

3 事業の現状及び課題

【課題】

ギネスレコードにチャレンジするためには、約4万個の廃油キャンドルが必要であり、そのための廃油の確保、キャンドル制作に携わるボランティアの確保を図るため、HP等による周知を行う必要がある。

連絡先

砂丘事務所 電話:0857-22-0583

参考URL

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

12 山陰海岸世界ジオパークネットワークの推進

施策

1 事業の目的

平成22年10月に世界ジオパークに加盟した山陰海岸ジオパークの観光活用や教育活用等を山陰海岸ジオパーク推進協議会及び関係市町村等と連携しながら推進する。

2 事業の内容

- (1) 山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした情報発信
7月～8月にかけて、ジオパークの様々な魅力を体感できるイベントや情報発信を展開する。
- (2) 広域観光に関する事業
 - ア 隠岐ジオパークとの連携
島根県や隠岐ジオパーク等と連携して、旅行商品造成、ガイド交流会、共同写真展の開催、両ジオパークを航路で結ぶツアーの検討などを行う。
 - イ 女子旅モニターツアー
女性ブロガー等による個人旅行モニター旅行の実施及び旅行レポート等による情報発信を行う。
 - ウ 旅行商品造成の推進
旅行会社が行うジオガイドを活用した旅行商品造成を支援する。
 - エ ジオウオーク補助金
エリア全域で実施されるウオーキング大会のうち、県内で実施されるものへ補助金を交付する。
 - オ もてなしの向上に関する事業
 - ア ジオガイドのスキルアップ
観光客の視点による県内ジオガイドの評価研修を行い、それをもとに講習会を開催する。
 - イ 電動アシスト自転車管理委託
エリア内のアクセス向上を図る電動アシスト自転車の貸し出しを岩美町観光協会に委託する。
 - イ 外国人対応職員(英語)2名の配置(砂丘事務所、山陰海岸学習館)
- (4) 県内外でのPR事業
 - ア 鳥取空港の電照看板、ラッピングバスや各種媒体を活用して山陰海岸ジオパークのPRを行う。
 - イ 鳥取砂丘検定の実施を通じて、鳥取砂丘の魅力をPRする。
- (5) 山陰海岸ジオパーク推進協議会の取り組み
山陰海岸ジオパークエリア内の府県市町、関係団体が一体となって、ジオパークの保護保全、調査研究、教育啓発、観光活用、情報発信等の事業を行う。
(協議会の主な事業)
 - ・ジオパークの保全活動、学術研究等の推進
 - ・ジオパークフォーラムの開催
 - ・モニターツアー、スタンプラリー、写真コンクールの実施
 - ・第3回日本ジオパークネットワーク全国大会(隠岐大会)でのPR
 - ・第3回アジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウム(済州島ジオパーク大会)でのPR
- (6) 関西広域連合(広域観光・文化振興分野)の取組
海外トップセールスや外国人観光客向けガイドブック等で山陰海岸ジオパークをPRする。

3 事業の現状及び課題

- 平成22年10月に世界ジオパークネットワークへの加盟を果たし、県内を中心に認知度の向上が図られ、観光客の入込客数も伸び、教育現場でも活用が図られてきている。
○しかしながら、国内外での認知度は十分とは言えず、引き続きPR活動に努めるとともに、今年度は、山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした集中的な情報発信や隠岐ジオパークとの連携強化などにも取り組む。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 山陰海岸世界ジオパーク推進室 電話0857-26-7637

参考URL

山陰海岸ジオパーク推進協議会のWebサイトより
「山陰海岸ジオパーク」
<http://sanin-geo.jp/>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

13 三徳山歴史遺産調査事業

施策

1 事業の目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山の歴史遺産(文化財)について、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力をを行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業の内容

学術調査への調査指導及び調査協力

- (1)三徳山美術工芸品調査
- (2)三徳山自然環境調査
- (3)三徳山発掘調査
- (4)三徳山民俗文化財調査
- (5)三徳山総合調査研究

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより
「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

14 三徳山世界遺産登録推進事業

施策

1 事業の目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業の内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1) 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

(2) 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより
「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

15 森林の癒し活用事業

施策

1 事業の目的

森林セラピー、森のようちえんなど、森林の癒しを活用した新たな取り組みを推進する。

2 事業の内容

- (1) 森のようちえん支援事業
森林を幼児の保育のフィールドとして活用することを推進するため、活動に要する経費について助成
事業主体：団体、保育所等
補助額：市町村が負担する額の2/3(スタートアップ型)、1/2(育成型)
- (2) 森林の癒し普及団体育成事業
森林の癒し効果を活用した取組を推進するため、トライアル的な活動に対し支援
事業主体：団体、地域等
- (3) 森のようちえん効果研究事業
森林内での活動が幼児の発達に及ぼす効果について研究
委託先：鳥取大学 地域学部
研究期間：平成23年度～25年度
- 森林セラピー研究プロジェクト事業
民間企業、専門家等がメンバーとなり、森林を活用したプログラムを開発
メンバー：民間企業、智頭町、専門家、県
研究期間：平成23年度～25年度

3 事業の現状及び課題

- (1) 森のようちえん
○鳥取市、智頭町、伯耆町で、森のようちえんが活動中。

(課題)実施主体により運営経費、移動手手段、フィールドの確保など課題があり、各主体に応じたサポートが必要。
- (2) 森林セラピー
○智頭町が森林セラピー基地として平成23年7月にグランドオープン。
○森林セラピーが本格的にスタートし、関西圏を中心とした県外から好評。(グランドオープン数ヶ月で客数2,000人、民泊数200人)
○森林セラピーの企業向けメンタルヘルスプログラムの開発がスタート。

(課題)森林セラピー基地の受入れ体制のレベルアップ、新たな取組の推進

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

16 とっとりグリーンウェイブ推進事業(森林セラピー推進モデル事業)

施策

1 事業の目的

森林セラピーを活用した智頭町の取り組みを支援し、この取り組みをモデルとして鳥取県全域に広げることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 受入体制の強化
セラピーロードの新設
セラピー食供給体制の向上
民泊施設の充実と内容改善
ガイドの養成
- (2) 情報発信・機運の醸成
案内看板の設置
森林セラピーPRイベント開催
雑誌等でのPR
- (3) 企業向けメンタルヘルスプログラムの確立・実証
実証試験
被験者の誘致
モニターツアーの開催

3 事業の現状及び課題

(現状) 智頭町が平成23年7月にオープンし、関西圏を中心とした県外から好評を得ている。

- (課題)
- 一過性のものでなく継続した取り組みとすること
 - 魅力あるアイテムの充実
 - 森林セラピーのさらなる認知度アップ
 - 地域が一体となって取り組むこと
 - 特色のある取り組みであること

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課 電話:0857-26-7304

参考URL

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

17 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

施策

1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

2 事業の内容

4つの体験型講座(1. 昆虫の世界を探検／2. 森の木々を調べる／3. 木で染めよう／4. 木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



3 事業の現状及び課題

その他

その他

連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

18 エコツーリズム国際大会2013in鳥取開催支援事業

施策

1 事業の目的

「とっとりグリーンウェイブ」の主要イベントの一つである「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」の開催に当たり、関係市町村と歩調をとりながら、同大会の準備・開催及び鳥取発のエコツーリズム(サイクリング、登山、まち歩きなど)の普及を行う同大会実行委員会を支援する。

2 事業の内容

- (1)「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」実行委員会が行う次の取組を支援する。
○国際大会の準備・開催(会場設営費、講師等謝金・旅費、交流会開催費等)
○鳥取発エコツーリズム推進(ガイド等の人材育成、エコツアー商品の造成、普及啓発・情報発信等)
(2)平成25年4月より、官民による実行委員会事務局を設置(12名体制)

3 事業の現状及び課題

- ・2013年のエコツーリズム国際大会の開催が決定し、「エコツーリズムのメッカ」としての地域づくりを進めていく第一歩を踏み出した。
- ・「エコツーリズム国際大会準備委員会」が8月に立ち上がり、地元市町村や経済界にもエコツーリズム推進の気運が高まり協働連携が生まれてきた。
- ・大会開催に向けた地元の環境整備(エコツアープログラム商品造成、ガイド養成、普及啓発、情報発信など)、当大会への参加意欲を高める効果的な情報発信が、今後の課題。

連絡先

西部総合事務所 地域振興局 西部広域観光課 エコツーリズム国際大会室 (電話)
0859-31-9372

参考URL

大会HP <http://daisenwonder.com/>

平成25年度

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

19 とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業

施策

1 事業の目的

近年、消費者からのニーズが高まっている「ニューツーリズム」や「体験型教育旅行」に対応するため、地域資源の観光メニュー化や磨き上げ、情報発信を行う団体をステップアップ型と規模拡大型(国内向け、海外向け)に区分し支援する。

2 事業の内容

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 17,500千円

【ステップアップ型】

事業内容	ニューツーリズムに関する体験型観光メニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業に対する補助
補助額	1/2(上限500千円)
補助対象事業者	ニューツーリズムに関するメニュー造成や情報発信に取り組む団体、市町村
補助対象経費	体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、オリジナルグッズ試作に必要なデザイン経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費、事務費など
補助対象となる 取り組みの具体例	○自然、農林漁業体験メニューの整備 ○スポーツや文化体験メニューの整備 ○情報発信体制の整備 など

【規模拡大型】

事業内容	県外からの団体受入を積極的に進めるため人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行う事業に対する補助
補助額	1/2(上限2,500千円)
補助対象事業者	県外からの団体受入を目指した規模拡大や受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	人材育成を核とした体制整備に必要なコーディネートの人件費、ガイド育成経費、体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、オリジナルグッズ試作に必要なデザイン経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費、事務費など
補助対象となる 取り組みの具体例	○自然、農林漁業体験メニューの整備 ○スポーツや文化体験メニューの整備 ○団体ツアーの造成 ○情報発信体制の整備 など

【規模拡大型:海外向け】

事業内容	海外からの団体受入を積極的に進めるため人材育成を核とした体制整備や事業に対する補助 ※既に外国人観光客受入実績のある団体を対象とする
------	---

補助額	1/2(上限2,500千円)
補助対象事業者	海外からの団体受入を目指した規模拡大や受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	必要な備品等の購入、海外旅行招聘等商品開発に係る経費、海外向けのホームページ制作費、プロモーション経費、事務費など
補助対象となる取り組みの具体例	○外国人観光客ツアーの造成 ○海外向け情報発信体制の整備 など

(2)教育旅行に関する旅行会社への売り込み強化 2,000千円

事業内容	県外の旅行会社や教育旅行関係者への情報発信、売り込みを強化する。
所要経費	2,000千円(鳥取県観光連盟に委託)
取り組みの具体例	旅行会社を対象とした視察旅行の開催やバス代助成など

3 事業の現状及び課題

- 近年、従来の物見遊山的な観光旅行とは異なり、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた「ニューツーリズム」に対するニーズが高まっている。
- 教育現場においても体験型教育旅行が広く取り入れられており、新しいニーズに対応する観光メニューの造成や磨き上げ、情報発信を積極的に進めることが必要。

連絡先

文化観光局 観光政策課 受入環境整備担当 電話:0857-26-7421

参考URL

平成25年度

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 5-4 人と自然とのふれあいの確保

20 ふるさとまちづくり支援事業(県民自らが川に親しむ河川整備)

施策

1 事業の目的

県内の中山間地の河川においては、河岸や水みちが良好な環境を形成し、多種多様な生物が生息しているなど、ふるさとの原風景を感じさせる空間が残っているものの、河川環境を保全するための活動を支援、協働する仕組みがないため、恵まれた地域特性が放置されたままとなっている。

このため、地域住民等が参画し、河川を地域活動の場とするまちづくりを支援することにより、良好な河川空間を再生・維持させるとともに、鳥取県らしい自然との共生社会を実現する。

2 事業の内容

- 曳田川(鳥取市河原町西郷地区)
河川環境整備 事業延長 約800m (平成25年度～平成26年度)

〈支援内容〉

安全に河川が利用できるよう河川管理施設(護岸、低水敷、水際へのアプローチ施設など)の整備や住民では対応できない危険な支障木の伐採等の維持修繕



3 事業の現状及び課題

- これまで西郷地区では、恵まれた地域特性を活かし、カジカ蛙及び蛍の学習会や

河川美化活動を実施するなど、地域住民自らが河川環境保全の取組みを積極的に行っている。

- 河川管理施設の整備や危険箇所での伐木などは、住民では対応が困難であり、また、地域住民へ環境保全のための情報や良好な川づくり手法を提供するなど、協働で取組むもの。
- 地域住民等による河川環境保全の取組みを支援することにより、県民自らが環境保全に行動する「とっとりグリーンウェイブ」が進められるよう、曳田川をモデルとした取組みが県内各河川へ広く浸透していくよう推進することが必要である。

連絡先

県土整備部 河川課 改良担当 電話0857-26-7379

参考URL